

編集：日本弁護士連合会
国際室
03(3580)9741

このような目的を達成するために日弁連内部にサポート体制を設けることをお願いし、組織的な対応を可能にしたいと思っている。当面は2003年9月初旬の東京大会という大きなイベントがあるので、これを成功させるよう努力をしたい。

I B A ダーバン大会

I B A 理事 西村 利郎

総会・理事会

I B A(国際法曹協会)大会が2002年10月18日から25日まで南アフリカのダーバン市において開催された。今回はアパルトヘイトの消滅後、民族融和への道を大きく歩む南アフリカが開催地とあって、3000人を超える会員が参加しI B A史上最大規模の大会となった。期間中に、理事会と総会が開催され、次期役員として、会長カーデナス氏(アルゼンチン)と副会長ニート氏(イギリス)等が選出された。今回の理事会・総会の最優先課題は、171の弁護士会と約1万7000人の会員を擁し、巨大化してきたI B Aの組織をより簡素化し、機能化する再編成案の検討である。最終的に承認、可決された組織改革案は、個人会員の3部会を「法業務部会」に統合すると同時に、これまで複雑に分散していた各種委員会を「公益職業部会」に統合し、各国弁護士会の最关心事である

公益・職業問題に対する取り組みを強化・拡充を図るものである。このように、I B Aは「世界の弁護士職の代弁者」という新たな使命にむけて、歴史的再出発に乗り出した。



右からダイアナ・ケンプ IBA 会長、筆者

ゲートキーパー問題

小職もパネリストの一人として出席した「特別公開討論会」では、いわゆる「ゲートキーパー問題」がグローバル・イシューとして取り上げられ、活発な討議がなされた。各国のマナー・ローダリング規制と米国の企業改革法は、弁護士にゲートキーパーの役割を求め、疑わしい犯罪行為を当局に報告させる義務を課している。これは、弁護士職の自主的倫理規制権に対する国家の介入であって、弁護士職の根幹をなす独立性、守秘義務が侵害されるという危機意識が表明され、その対応策が討議された。現在、司法司法の対抗軸が、単なる「国家対市民」から「国際犯罪集団」に対する「国家、社会、市民連合」という複雑な構図に変化してくる状況で、この対抗軸を横断する弁護士職にゲートキーパーの役割を求める動きがさらに拡大される懸念がある。



右からナリマン IBA 人権協会議長、筆者

いずれにしても、ゲートキーパー問題に対応して弁護士職の独立性を強化するには、市民、企業による違法行為の防止・阻止において、本来、弁護士が果たすべき社会的責務、すなわち、これらの違法行為を未然に抑止するという責務をまつとうすることがきわめて重要であることが指摘された。一方、I B Aは、従来、グローバル化の進展するなかで国際的業務の規制緩和を推進してきたが、この流れに対抗するかのようにこのゲートキーパー問題が浮上し、各国で、逆に、弁護士業務の規制を強化する動きが鮮明となってきた。

I B Aは、この事態に直面し、視点を再び弁護士職の原点に戻し、職業の社会的存立基盤である弁護士に対する市民の信頼・守秘義務の重要性を再認識しつつ、急速に進展するグローバル化、弁護士の商業化、社会の消費者主導化などに対応しながら、弁護士職のアイデンティティと独立性をどう堅持するかという新たな課題と取り組んでいる。I B Aが世界の弁護士職の将来像の構築にどのような舵取りをするのか、今後の動きが注目される。

ローエイシア・バンコック会議

日弁連副会長 永尾 廣久

10月14日、バンコック(タイ)でローエイシアの理事会があり、鈴木正貢弁護士(ローエイシア・ビジネス法部会の部会長)、内田晴康弁護士(日弁連選出の理事)、外山太士・国際室嘱託と私(永尾)の4人で参加した。

ローエイシアとは何か

1966年8月、オーストラリアで設立されたアジア・太平洋の法律家の任意団体である。設立当時はベトナム戦争が進行中だったこともあり、「C I Aに乗せられるな」という反対もあって日弁連は加入しなかった。代わりに日本法律家協会(J B A)が加入し、理事を出してきた。

時代は変わり、本年3月、日弁連も加入を決め、来年9月のローエイシア・東京大会については国際人権問題委員会などを中心として準備をすすめている。日弁連としては、加入を決めたあとの理事会としてははじめての出席であった。ローエイシアの理事会では日弁連からの理事が異議なく承認された。

これまでの日法協からの理事については、日弁連と日法協との間で了解事項(2001年12月31日)がある。①日弁連は1国1人の理事となり、ローエイシア理事会で投票権を持つ。②日法協は理事代理として理事会に出席し発言する。ただし、投票権はない。③日本の国内司法に関する事項について、理事会で投票するときには日弁連は日法協と事前に協議する。意見が一致しないときには、日弁連は、その責任で投票し、日法協はそれに拘束されない。

ローエイシア理事会

バンコク市内中心部のV・ロイヤル・メリディアン・ホテルの4階の広い会議室で理事会は開かれた。外は雨期でむし暑いのに、中は冷房のきき過ぎで風邪をひくのを心配するほど寒いなかで進行していった。

日弁連の理事の交代はスムーズに認められたが、ビルマの代表については議論があり、オブザーバーとしての参加のみが認められた。実は、ミャンマーの弁護士会の加入申し出はなく、タイ国にいるビルマの弁護士27人の団体から有志が2人出席していたのである。ビルマの人権侵害状況を訴える発言をしたあと、2人は退席を求められた。

似たような問題が中国と台湾の関係にもあった。かつて、台湾がローエイシアの理事だったが、今では中国が理事となっている。その結果、台湾の出席はほとんどなくなったという。

人権課題に取り組むローエイシア

ローエイシアというとビジネス法中心のイメージ



2002年10月14日 LAWASIA 理事会。左から鈴木、永尾、内田(敬称略)

を持つ人もあるかもしれないが、実は、かなり人権課題を意識して取り上げている。

事前に理事会で討議予定のテーマとして通知がなっていたのは、①国際刑事裁判所、②不法滞在者の問題とくに子どもの扱い、③アフガニスタンの弁護士への援助、④マレーシアの法律家が直面している問題、⑤フィジーの弁護士と裁判所の関係についてであった。

ところが当日の理事会では、①と③、④、⑤は討議されず、当時は、⑥中近東における子どもの誘拐の禁止、⑦難民の入国制限問題、⑧カンボジアにおける子どもの売春、⑨大量破壊兵器の拡散防止、イラクとアメリカの対話の意義などが討論された。

いざれも政治的な問題であったり、日弁連としての意見を述べにくい問題であった。

議論のなかでは修正意見が相次ぎ、討論は活発だった。

ローエイシア会長が司会進行し、挙手を求めて、次々に採決していく。日弁連は、事前に検討する時間がなかったこともあり、採決のときは1回を除いて棄権した。

ローエイシアは2003年9月初めに東京で大会を開く。人権課題に前向きに取り組んでいるローエイシアに日弁連も積極的に関わっていく必要があることを痛感した。

中近東における子どもの誘拐防止問題が出てきたのには驚いた。拉致事件は北朝鮮だけではないのである。誘拐してラグダ乗りにするという。

夕方4時半まで会議をして、終了後、ホテル地下のタイ・レストランで懇親会があった。英語が十分に話せず、寂しい思いを余儀なくさせられたが、タイ料理のほうはしっかり堪能することができた。

ローエイシアの理事に就任して

弁護士 内田 晴康

10月14日にバンコクで行われたローエイシアの理事会で、日弁連の団体加入と日弁連の推薦した理事が日本代表理事(カントリー・カウンセラーという名称)に就任することが正式決定された。

ローエイシアはアジア地域のほとんどの弁護士会が団体加入しており、同地域の法律家の交流、共同の活動をする基盤としての重要性は一層増大するものと思われる。ローエイシア側も日弁連の加入による活動の活性化に期待するところ大であると各理事が口々に語っており、期待にこたえねばと決意を新たにした。過去に同様の法律家の国際団体であるI P B Aの日本代表、事務総長を務めた経験を生かし、活動に積極的に参加していくつもりである。

日弁連とローエイシアとの関係は、これまで人権委員会の活動への参加を中心してきた。今後は人権問題のみならず、ローエイシアの活動全般にわたり日弁連の貢献が求められると思われる。

そのため、日弁連の関係では理事として以下の3点を推進したいと考える。

- ①日弁連の関連委員会とローエイシアの活動の連絡をはかるため、情報交換を密にし協力関係を構築する。
- ②日弁連の施策がアジア地域においても認知され支援を受けられるよう、ローエイシアを通じて外国法曹団体との協力関係を築きあげる。
- ③日弁連会員が個人会員として活動に積極的に参加しアジア地域の法律家と交流がはかれるように尽力する。

POLA会議に参加して

日弁連副会長 須須木 永一

成田空港から約7時間のフライトを経由してバンコクに到着したのが現地時間の午後3時ごろ、そのまま市内のホテルに直行、とりあえず荷物を部屋において約1時間ショッピングセンターを見学し、前日開催されていたLAWASIAの懇親会に出席、これが私にとって20年ぶり2度目の海外旅行の始まりだった。

懇親会の様子は、別の機会に話させていただくことにして、翌日開催されたPOLA会議について報告したい。

この会議はアジア弁護士会会長会議と言われ、今年で第13回を数える。14カ国45名が参加、午前9時から会議が始まった。各国があらかじめ提出したレポートをもとに、様々なテーマについての報告をした。

日弁連は会長が司法改革総論について、下条委員長が外国弁護士制度にかかる規制緩和について、永尾副会長が人権について、私が研修プログラムについて、それぞれ発表した。会議の流れは、各国が数名ずつ発表するという形式がとられた結果、実情の紹介程度にとどまり、議論する時間はなかった。そ



2002年10月15日・第13回POLA会議
前列中央に主催者のタイ弁護士会会長、本林日弁連会長

のなかで印象に残ったことは、シンガポールには、新人弁護士のなかからとくにその年活躍した者に対し、賞を与えることで若手の活動の活性化を図るという制度があることで、日本でも参考になるものだった。

このように、確かに他国の実情を知ることに意義がないわけではないが、ゲートキーパー問題など重要問題について議論をすべきであるとのニュージーランドからの提言にもあったように、テーマを絞って議論することにより相互理解を深めていくことが、これからは国際交流に必要ではないかと感じたのは私だけではなかったと思う。今後の会議のあり方には、大いに期待するところであるとともに、日弁連が重要な役割を担っていることを実感した。

カンボディア王国弁護士養成校開校式見聞録

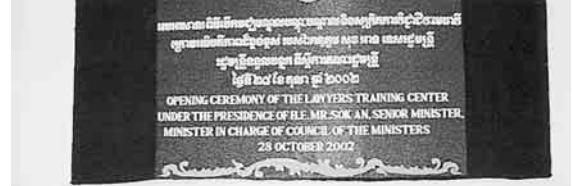
日弁連国際交流委員会幹事 原田 いづみ

2002年10月28日、筆者にとっては初めてのカンボディアであるとともに、同国における弁護士養成校誕生の日である。

同国における法律家の数は、ポル・ポト政権下における混乱が原因で極端に不足している。さらに最近数年間、新規弁護士の登録がほとんど認められていなかったという。新規弁護士に法律上義務付けられている研修を行うセンターがない、という理由からであった。

日弁連は、それまでも同国との関係を深めていたが、上記のような経緯から、弁護士養成校設立などを柱とする支援事業の準備を始め、2002年8月、正式にJICA開発パートナー事業として活動をスタートさせた。養成校の入学試験は9月に行われ、60人の入学が決まっていた。プノンペン大学法経学部内に教室を借りる。

開校式への日弁連側参加者は、吉野正日弁連国際交流委員会委員長、赤嶺允之弁護士、矢吹公敏弁護



2002年10月28日・弁護士養成校開校式(中央:ソック・アン官房長官)
士、櫻木和代弁護士、田中みどり弁護士、国際課事務局の前田かおりさん、筆者であった。

われわれ一行は、当日午前7時半から会場となつたプノンペン大学法経学部大講堂に入り、カンボディア側参加者がどの程度来るか見守った。すると黒い法服姿の弁護士10数人の後、続々と学生が入ってくる。なかでも薄いブルーのブラウスに黒いスカートという女性の学生のすがすがしい姿を数多く見かけ、この国の将来への明るさを強く感じた。テレビクルー7、8組も訪れ、現地メディアの関心の高さがしのばれた。

壇上には、ソック・アン官房長官、小川郷太郎在カンボディア日本大使、力石寿郎JICAカンボディア所長といった諸々たる顔ぶれ20数人が座っている。そして、10月に同国弁護士会会長となったキー・テック氏、吉野委員長の挨拶の後、ソック・アン官房長官による約40分にわたる熱意ある祝辞が行われた。

翌日からはさっそく講義である。11カ月に及ぶ訓練期間の初日だ。最初は、行政手続法の講義であった。同国において行政手続法をマスターすることは弁護士には非常に重要とのこと。

本プロジェクトは、養成校の運営・カリキュラム作成などのほか、リーガルクリニック開設・運営、各種法律セミナー、ジェンダーに関するセミナーを内容とする期間は3年間であり、先は長い。しかし、同国民の歩んできた歴史を考えるとき、支援チームの末席に名を連ね、ともに歩む機会が与えられたことに深い喜びを感じた。

日本弁護士連合会訪問記

ソウル地方法院東部支部判事 李 榮眞

私を含めて、韓国の判事5人は今年3月1日から来年2月28日まで日本に滞在しながら、それぞれの大学と裁判所などで研究と研修をすることになります。通常、前半期には各自が属した大学(東大、慶應、早稲田、一橋、京都大学)で研究します。後半期には約2ヶ月にわたり、東京地方裁判所を含めて東京高裁、家裁、簡裁、大阪高裁などの裁判所で研修をし、さらに法務省、弁護士会、刑務所などの司法有機機関を訪問することを主な内容とします。

上記の各機関での研修を通じて、日本と韓国の司法制度は、お互いにとても似ている点が多いということを感じますが、同時に他方では、その実務運営の具体的な面においては、さまざまな差があることも分かることになりました。

私を含めて東京に滞在する4人の判事は、司法を支える一つの軸である弁護士から、自分の立場からいろいろな話を聞くことも、日本の司法制度を理解するのに非常に重要だと考えて、2002年11月6日(火)日本弁護士連合会を訪問しました。

東京地方裁判所の裏にある弁護士会館に到着すると、日弁連の国際室所属の多くの弁護士が私たちを歓迎してくれました。本林日弁連会長にお会いできて、お互いに簡単な挨拶を交わした後、外山弁護士、川口弁護士、大谷弁護士、土井弁護士などから日弁連の構成、組織など全般的な概要に対して説明を受けました。なお、私たちが日本裁判所などの研修を通じて感じたことを思い出しながら日本の民事及び刑事司法全般にわたってお互いの関心事について、約1時間、意見交換をしました。

日弁連の概要に関する説明を聞きながら、①日本の弁護士数(約2万名)が韓国の弁護士数(約5000人)に比べて非常に多く、判事数(約3000人)は韓国の判事数(約1800人)に比べてあまり高い割合ではないという点、②日本の弁護士はそれぞれの事務

室を持って自分の固有の業務をしながらも、弁護士会の嘱託として公的な活動に熱心だという点、③日弁連の組織と構造を見れば、韓国に比べて、より体系的かつ組織的であり、多くの委員会が設置されていて各種活動を展開しているし、特に活発な人権擁護活動は印象的だったという点、④カンボジアなど発展途上国の法律整備を支援し、当番弁護士等緊急財政基金と弁護士過疎・偏在対策基金を会費に出すようとするなど公的活動のための財源用意に熱心だという点、⑤定期的な司法シンポジウムを開催して司法改革と関連する懸案を討論するなど各種研究が活発な点、⑥法律扶助活動と市民に対する無料法律相談を実施するなど対国民サービスを強化している点等に関して、多くの感銘を受けました。



後列左から2番目が筆者

外山先生や他の弁護士の方と取り交わした関心事としては、①韓国には今年7月1日から新しい民事訴訟法が制定されて実施中にあるのに、日本と違う重要な点は、早期1回弁論期日指定方式を選ばなくて、まず当事者相互間に書面攻防を通じて争点整理をした後、弁論期日を指定して、また集中証拠調査期日を指定する方式を選ぶことに変更したという点、②日本では、和解または調停で終わる事件割合が50%に近接するなど、その成果の高さに驚いたし、他方で日本の民事事件の終局判決に至るまでかかる期間がかなり長いという感を受けたということ、③民・刑事訴訟事件で弁護士の選任率が韓国に比べて日本のほうが高いそうで、特に刑事案件での国選弁護士選任率が非常に高い印象を受けたということ、④日本には拘留令状発付のための尋問のとき、選任された弁護士が立ち会わないし、大概の被疑者たちもただで提供される弁護士との相談機会を利用しないことが、多少おかしいと感じられたということ、⑤韓国では刑事司法手続きを改正しようとする動き

があるが、その中心内容は、憲法の無罪推定原則などに照らして被疑者を優先的に拘束しないまま裁判をしながら、もし宣告段階で罪が認められる場合は、法廷で拘束することを骨子にすることであり、ひいては、一つの期日に進行する事件の件数を現在と違い徐々に減らしていくための方案を工夫しているということなどを話しました。また、日本側弁護士から上記の刑事裁判の手続きの改正が国際人権規約などの内容を考慮したことか、上記の改正意見は韓国判事個人が、今までの刑事手続きの問題点を指摘したことによる起因するのか、さらに刑事訴訟法上の起訴前保釈制度に関する質問などを受けました。

その他、司法制度改革審議会の報告書の内容に関する日弁連の改革推進結果ないし改革案に関する日弁連の立場(刑事裁判で導入される裁判員の数と権限、簡易裁判所の管轄金額を引き上げる問題、弁護士選任費用を訴訟費用に算入する問題など)などに關しても質問したかったのですが、時間が足りないので訊くことができませんでした。日弁連のホームページは、上記の改革案に関して日弁連の立場を載せていますが、簡略なため論拠がよく分かりませんでした。

昼食は日比谷公園の中にある静かで素敵なレストランで、国際室長である上柳弁護士も参加したなかで、いろいろな楽しい話をしました。

日本と韓国は地理的に近く、歴史的でも多くの縁があるなどお互いに理解しやすかったと思います。日本の先進法律文化を韓国に普及したり、また韓国のほうが先に進んでいる部分があつたらこれを日本に紹介しながら、国際的な交流活動を活発に展開していくたらいいと思います。

日弁連と大韓弁護士連合会の間に、1年に1回ずつ会う共同の集まりがあり、サッカーを通じる交換競技をする集まりも行われることも分かっていますが、ますます近くなる国際社会を考慮すればするほど、これだけでは不十分だと思います。早いうちに弁護士の各委員会ごとに、さらに判事、検事を含めて法曹三者が一緒に合同で会って、両国の法律文化を紹介しながら交流する集まりに拡大発展させることを期待しております。

国際室所属の皆様の詳しい説明と親切さに、もう一度心からの感謝を申し上げます